

地方六団体会長共同記者会見概要

【日 時】 平成 22 年 12 月 16 日（木）12：25～12：55

【場 所】 都道府県会館 6 階 知事室

【出席者】 麻生全国知事会会長
藤原全国町村会会長
野村全国町村議会議長会会長

（麻生全国知事会会長）

本日開催された国と地方の協議では冒頭、菅総理のほうから大きく二つの話がございました。一つ目は地域主権改革。一括交付金、国の出先機関の原則廃止を具体的に進めていくと。そして、それを通じて国の形を変えていくという本来の目的を達成しようとするんだと。二つ目は、いわゆる地域主権関連 3 法案が継続審議になったことは非常に残念なことであると。しかしこの成立には全力を尽くしてやっていくんだということでもございました。

冒頭私のほうから、特に地域主権 3 関連法案について、継続審議になったことは誠に残念なことであると。我々は、これに非常に大きな期待をかけています。また、地域主権改革の具体的な成果としてこれが一番であり、第一歩なんだと。これを是非実現してもらいたいという話を縷々いたしました。総理が退席された後は、出先機関改革のアクション・プラン（案）（以下アクションプラン）と、一括交付金（地域自主戦略交付金（仮称））のイメージについての資料配布がされました。

まず、アクションプランのほうについては、これは地方としての意見を出してくれということでもありますから、別途文書で意見書を提出する予定にしています。ただ、その場で見せられたアクションプラン、一括交付金について次のようなことを私の方から述べました。河川と道路の移管は、財源措置がなければ話は進まないということでもあります。これはまず、財源措置をきちっと決め、そして河川と道路の具体的などこの部分を移管していくかという個別の話し合いに入る、そういう枠組みでやってもらいたいと。それについてはそうするんだという総務大臣からの発言がありました。

それから、ハローワークについては、よくわからない言葉を使っているんですね。これでは移管になっていないのではないかと。国と地方が協議をしながら進めようではないかということを示し上げた次第でございますし、いわんや I L O 条約との関係まで留意するって、I L O 条約との関係は、国として職業紹介の仕組みをちゃんと持つということはあるんですけども、実際の事務を国が直轄してやれなんて言っているわけでもなんでもないんですね。諸外国では地方公共団体がやっているところもずいぶんありますので、こんな話を持ち出したのでは前に進まないのではないかという話もおきました。

そういうことでありますけど、ハローワークの問題については、総務大臣は移管を諦めるようなことを言っていましたけれどもね。それでは何のための国の出先機関原則廃止かよくわからないという状態になりますから、知事会の意見をきちっと言っていきたいと思っております。

その他、各会長さんから、それぞれ子ども手当はじめ地方財政等々の話をいたしました。それはどうぞお願いします。

(藤原全国町村会会長)

私からは、今、地方もいよいよ予算編成に入ったと思いますが、国の方針が決まらないとなかなか地方の予算も決まらないということもあり、一刻も早く方針を出してもらいたいところがございます。

特に子ども手当は、前々から全額国庫負担だと主張してきており、今日もそういうことを申し上げてきました。子ども手当の制度設計については、サービス給付等に係る国と地方の役割分担をしっかりとさせていただきたい。このことは麻生知事会長も前々から言われておられて、役割分担、負担区分をしっかりと協議するべきだということでもあります。また、住民税や地方交付税は、地方の固有財源で、自主財源でありますので、国に色々言われて、使い方を制限されるというようなものではなく、条件を付けられることはもってのほかだということを主張してきたところであります。また、新聞報道で、諸控除の見直しに伴う地方の増収分を、子ども手当の上積みに使いたいというようなことを言われておりますが、これはとんでもないことでありまして、地方の国に対する信頼がどんどん失われていくのではないかとことを申し上げてきました。ですから、地方の増収分を、直接子ども手当に充てるということは断じて容認できないということでもあります。

地方は本当に16年の交付税ショックからまだまだ立ち直りに相当な時間がかかっておりまして、一般財源の復元に大変エネルギーを使っています。ですから、三位一体のあのショックをだんだん和らげていかなければならないわけでありまして、少しくらいの地方へ回ってくる税が増収となっても、それでも相当額足りないわけでありまして、ですから、1.5兆円の別枠加算をしっかりと、来年度、確保していただきたいということを申し上げました。

一括交付金のイメージ図が今日出されたわけでありまして、これは、麻生会長の方でこれから、相当色々議論をなされると思います。来年度は当面、県が対象ということであり、地域自主戦略交付金という、仮称ですが、これの対象事業が一部示されたわけですが、今までの事業の一部というような部門が相当あるわけですね。ですから、もっと重要部分がまだ省庁のポケットの中に入っていて出してこないというようなことがちょっと懸念されるわけですね。このへんは、まずは来年度実施される知事会のほうでしっかり論議をしていただきまして、多分、県モデルが市町村モデルになる可能性もあります。

すので、そういう点では、また地方六団体でしっかり協議をしていかなければいけないと思っております。そんなところを今日申し上げてきたところではありますが、一括交付金については、全くまだ前例のないことでありますので、是非、知事会長さんも国に対してしっかり手法について論議をしていただきたいと思っております。

(野村全国町村議会議長会会長)

私は、全国町村議会議長会の立場で5点ほど意見を申し上げてきました。最初に、地域主権改革でございますが、地域主権関連3法案、今臨時国会でも継続審議になったというようなことで、我々地方が長年にわたって要請してきた事柄が盛り込まれておりますので、何としても成立をさせていただきたいと申し上げました。その中で国と地方の役割分担というのは大変重要なことでございます。今日アクションプランが出されましたが、その中で、直轄道路、直轄河川が提出されましたので、これに対して意見を申し上げます。

まず我々町村は、大変人口も少ない中で、道路は延長が長いし、また豪雪地帯等と管理も大変重要でございます。また、河川につきましても、河川だけでなく、砂防地帯も含めて大変危険な場所が多く、直接、生命財産に関わるため、方針なり財源をしっかりと明確に示していただきたいというようなことを申し上げてまいりました。また、地方財源の充実強化であります。情報や金が東京や大都市に、今、一極集中しているわけでございますが、地域間格差の拡大が広がっているということで、我々町村の財源を安定させるためには、少なくとも地方消費税の拡充が必要ではないかというようなことで申し上げます。地方交付税につきましては臨時財政対策債に頼らず、法定率の引上げで安定した交付ができるようにしていただきたい旨も申し上げてまいりました。過疎地域等の条件不利地域に対する特別な補助金については、一括交付金から除外し国の責任において必要な額を確保していただきたいと申し上げてまいりました。

次に子ども手当でございますが、子ども手当は我々地方に相談なく進めて、結果だけを報告されているというようなことで本年度の22年予算につきましても、六団体で強く申し入れた経過がございますが、今またここでそういうものが平然として出されているということでございます。全額国費でまかなうというのが約束でございますので、地方に負担をかけないようにということでございます。扶養控除の廃止について、それを子ども手当にリンクするようなことも言われておりますが、その財源は、一般財源でありますので、子ども手当にリンクすることは私は反対であると申し上げてまいりました。

後期高齢者医療制度の廃止後の国民健康保険への移行の問題でございますが、市町村は多額の一般財源を国保特会のほうへ注ぎ込んでおります。これに後期高齢者医療制度が加わると大変なことになります。そこで、早急に、我々市町村負担にならないように都道府県のほうにしっかりとした移管をお願いし、市町村の不合理な財政負担と保険料に大きな地域間格差が生じないようにと申し上げてまいりました。

最後でございますが、森林資源の保全対策というようなことで、最近全国各地で山林を広く取得する動きが見えているということで、無秩序な投機的な山林の売買を放置しておきますと、水資源や森林資源が失われる危険性がございますので、早急に取引に関する規制をする体制が必要だということを申し上げてまいりました。早急に所有権、利用状況を把握し、適切な保全処置を講じるようお願いをしまいたところでございます。以上でございます。

<質疑応答>

(記者)

麻生会長に伺います。ハローワークについて知事会は全国一律に、24年度からの移管ということはずっと強く訴えてきました。今回はこれを否定するような形になりましたけれども、これについての受け止めと、文書で出すとおっしゃってましたものは、いつぐらいに出すのか。

(麻生全国知事会会長)

出します。来週早々にださないと、間に合わなくなりますから。

(記者)

大臣は、移管は無理だとおっしゃっていたと今伺いましたけれども

(麻生全国知事会会長)

そうそう。移管ではなくて、国と地方でよく話し合って、全国一斉ではなくて地域ごとの適性に合った形でやるということが現実的だというようなことを言っていて、どうも一斉方式ではない。かつ、完全移管というよりも部分的なといいましょうか、そのような格好で段階的にやろうと。その間は、国と地方でよく話し合いながらやっぺこう、そういう考え方なんですよね。アクションプランの文書ではそういう考え方なのかどうかわからないんですよ。なんか良さそうに書いてあるけど、よく読むとこれでは移管になっているのかなっていうところがありますから。

(記者)

先ほど、橋本知事は、特区でのハローワークの推薦を考えているという話をされていて、知事会も一斉ではなくて、モデル的にその一部の地域だけ先行するように戦略を変えたらいいのではという話もされていたんですけども、そういうことは今後考慮に入る可能性はありますか。

(麻生全国知事会会長)

我々は一貫して、全国一斉にやるということを想定して、知事会の国の出先機関原則廃止プロジェクトチームの上田埼玉県知事は、これまでずっと全国一斉にという前提で話を進めまいりました。だから、特区型で準備できたところはやればいいではないかというけれども、それは本当にうまくいくのかどうか。ある程度基本的な条件をそろえて、実際の実行時期に多少の時間の差はあったとしても、考え方としては基礎状況をきちっとそろえて、全国的に展開していくということが基本だと思います。

(記者)

藤原会長にお聞きしたいのですが、朝、地方債の事前協議制の見直しについて懸念を表明されていたと思うのですが、具体的にどんな事態を心配されているのか。

(藤原全国町村会会長)

起債の今までの流れは、許可制から協議制となって、今度は届け出制になるわけです。ところが、公債費の比率がぎりぎりのボーダーラインにいる町村だとか、発行によって一定の比率を超えるような団体が起債申請した時に、銀行が、町村に対し、はたして貸してくれるかという心配があるわけです。今までは起債許可・協議というのは、これは大丈夫ですという保証の役割も果たしていたわけです。それが届け出制になった時に、全体的にはよい方向だと思っていますが、そういうボーダーラインにいる町村が苦勞するのではないかという懸念が一番あるわけです。その辺りのことをしっかり見極めをつけて、総務省で助言や管理をしていただきたいと思います。

(麻生全国知事会会長)

そういう懸念は生じるんですよ。ですからどういうふうに地方は考えるかという、やはり自主判断自主発行という大きな方向は地方分権の流れであろうと思いますけれども、信用力がぎりぎりのところが、うまく債券発行ができるかということはありません。それをやっぱり補完するという意味では、地方公共団体金融機構が特定の事業だけではなく、一般会計分も含めて債券発行の引き受けをしていこうということになっておりますから、この機構の機能を充実しておくということが非常に大事になってきて、個別市町村の信用プラス、機構の信用ということを補完的に使いながらやっていくということが現実的には非常に大事になってくると思います。

(記者)

朝の、総務省の片山さんとの会議のことで、片山大臣が環境税のことで、汗かいた国のほうも配慮してほしいみたいなことを言っていたのですけれどもそれに対してどう。

(麻生全国知事会会長)

私は片山大臣のあの様な発言はおかしいと思うんです。抽象的に地方が汗かいたか、かいていないとか、あの様なことを言ったって話になりません。あの様な抽象的なことを言って、地方が汗かかなければいけないとか、誰が汗をかいているとか、どんな汗かいとるのか見せてもらいたい。地方だって汗をかいている。だから抽象的なことではなくて、地方が現実環境対策やCO2対策をずいぶんやっていますから、その財源をどのようにまかなっていくかということについて我々は応分の財源対策が地方についてもなされるべきである。それについては汗かいたといえ、うちの富山県知事は、一所懸命になって走ってお願いして回っているではないですか。だからどうもあの様な情緒的な言い方で地方の努力が足りないとか何とかというのはおかしいと思います。

(記者)

ちなみに、負担、財源の配分割合、これから段階的に受け入れていくということでしたけれども、その中で、スタートは国と地方で半々というような形

(麻生全国知事会会長)

今回の地球温暖化対策のための税には地方分は入っていないんでしょう。

(記者)

今回は入っていないんですね。

(麻生全国知事会会長)

地方分は入っていない。だから将来は、段階的に発展する中において、地方の主張も含めていくということで我々は求めていきたいと思っています。

(記者)

最低は半分、5対5

(麻生全国知事会会長)

それは、まだ具体的な案は提案していません。

(記者)

アクションプランのことで2点会長にお伺いしたい。一つは、知事会が今度出す意見書というのは、都道府県全面移管を求めるとい意見書になるのでしょうか。

(麻生全国知事会会長)

質問の意味がよくわからないが。

(記者)

出先機関改革のアクションプランのことなのですが、今度知事会で意見書を出すんですよね。

(麻生全国知事会会長)

出しますよ。

(記者)

それで、ハローワークについては、あくまでこれまでの知事会の主張どおりの移管を求めるといふような形になるのか。

(麻生全国知事会会長)

それは、よく上田埼玉県知事と話合ってみたいと思います。このことについて直接やってきたのは上田埼玉県知事ですから、国の出先機関原則廃止プロジェクトチームの意見を反映した形で出していかなければいけないと思います。

(記者)

もう一点、このアクションプランの中に広域行政体制の仕組みづくりの法案について平成24年に国会に提出し平成26年度中に権限移譲が行われることを目指すという具体的なことが書かれているが、この点について九州の知事としていかがですが。

(麻生全国知事会会長)

これは、関西で進められているような現行法を使った広域連合体をつくっていくというやり方がひとつありますが、九州のほうでは、それはいざとなったときに、意志決定などもう少し強い形でできるという方法のほうが安定して、移管された事業をやっていけるのではないかとこのことがありますので、九州のほうでは、受け皿については、特別の法律をつくってもう少し強い形で意志決定ができていく、あるいは迅速にできていくという方法を考えています。これについては、今、具体的な法案の検討作業をやっている段階ですから、我々は関西のような連合方式と、九州で考えています特別の広域事業機構をつくっていくという2つの方式でやっていきたいと思っています。

(記者)

そういうふうな、主張をされていた中で、今回このアクションプランの中で法案の提出時期とか盛り込まれていることについて

(麻生全国知事会会長)

これはどの方式をとるかということ、特定しているわけじゃありません。

(記者)

藤原会長に伺いたいのですが、交付税の1.5兆円の特別枠の維持を今日訴えたというご説明がありましたけれども、それについて政府から何らかの反応というのは、席上でございましたでしょうか。

(藤原全国町村会会長)

財務大臣はいませんでしたが、当然総務大臣は我々の立場に立ってくれると思います。ただ、交付税は、今のルールでは、増えたといっても、臨財債も増えて、真水で増えていないんです。我々、真水で増やしてもらわなければ何の意味もないので、別枠の1.5兆円をしっかりと確保していただかなければと思います。臨財債という制度はできる限り早く解消し、真水で交付税の額を確保してもらわなければ、いつまで経っても、増えた分は、結局臨財債の借金返済に回ってしまうので、その辺りのことをこれからもしっかりと国へ訴えていきたいと思っています。

(記者)

今日はその訴えをされて、何らかの回答なりそういった反応というのはあったのですか。

(麻生全国知事会会長)

その点はね、総務大臣は臨時財政対策債はいいようで悪い面があり、できるだけ縮減していくと言うんだよ。

(藤原全国町村会会長)

そうそう。

(麻生全国知事会会長)

やっぱり、臨時財政対策債はおかしい。借金ばかり積み重ねていくというやり方はやっぱり変えなければいけないと片山大臣も思っている。しかし、現実には急にそれを変えることはなかなかできないので、臨時財政対策債を縮小する方向で行くという片山大臣の認識でございました。

(藤原全国町村会会長)

どうしても1.5兆円は、別枠加算をしていただかなければ地方は大変なことになる

ということです。

(以上)